

## 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による 令和4年度分の国民健康保険税の減免について

### 1 概要

令和4年3月14日付けで厚生労働省から、令和4年度における国民健康保険税の減免に対する財政支援の基準について通知があったことから、当該通知に示された減免の基準を満たすための要綱を制定し、国民健康保険税の減免を実施するものである。

### 2 減免の基準（令和3年度と変更なし）

- ① 新型コロナウイルス感染症により、国民健康保険に加入している被保険者が属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。 減免額：全額
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険に加入している被保険者が属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減収が見込まれること。

要件：事業収入等のいずれかの減少額が前年の10分の3以上であること。

：前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。

：減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 減免割合：前年の合計所得金額が300万円以下 | 10分の10 |
| ：前年の合計所得金額が400万円以下     | 10分の8  |
| ：前年の合計所得金額が550万円以下     | 10分の6  |
| ：前年の合計所得金額が750万円以下     | 10分の4  |
| ：前年の合計所得金額が1000万円以下    | 10分の2  |

### 3 実施方法

『青森市新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による令和4年度に係る国民健康保険税の減免の取扱いに関する要綱』を制定し、要綱に基づき減免を実施

### 4 国の財政支援（令和3年度は全額支援）

- ① 10分の10（特別調整交付金）：保険税減免総額が、市町村調整対象需要額の3%以上
- ② 10分の6（特別調整交付金）：保険税減免総額が、市町村調整対象需要額の1.5%以上
- ③ 10分の4（特別調整交付金）：保険税減免総額が、市町村調整対象需要額の1.5%未満

令和3年度は3月の通知から2度財政支援が拡充され、最終的には全額となった。

財政支援の拡充…3月通知 8/10, 4/10, 2/10 ⇒6月拡充 10/10, 6/10, 4/10 ⇒11月拡充 全額

※ 今年度は昨年度6月拡充時の財政支援と同様の内容である。

### 5 周知方法（スケジュール）

- ・ 5月1日ホームページに掲載
- ・ 広報あおもり7月1日号に掲載
- ・ 7月13日納税通知書発送、「国民健康保険税の減免について」を同封
- ・ 7月14日～8月1日臨時相談窓口開設、申請受付